

引き取りのない放置自転車の売却

# 募 集 要 領

富士見市建設部 道路治水課

富士見市自転車等の放置防止に関する条例第9条第3項に基づき、引き取りのない放置自転車を売却します。つきましては、別紙1「放置自転車売却に伴う仕様書」に基づき、買取り業者を募集します。

## 1. 買取り申込み

買取り希望者は、放置自転車等買取り調書（別紙2）に所定の事項を記入の上、添付書類を添えて、次のとおり提出してください。（郵送可）

- (1) 期日：令和7年3月7日（金） ※必着
- (2) 時間：午前9時から午後4時まで（正午～午後1時までの間は除く）
- (3) 場所：富士見市役所建設部道路治水課

電話 049-251-2711 内線414

## 2. 自転車等の引き渡し

- (1) 台数 433台

△自転車：433台

※契約日までの返還状況により変動あり

※上記の台数は令和7年2月4日現在の台数となります

- (2) 場所 富士見市第2放置自転車等保管所 三芳町大字竹間沢524番地1
- (3) 日時 富士見市が売却代金の納付を確認後、市の指定する日時に行う

### 3. 応募資格

以下すべての資格を満たしていれば申込みができます。

- ①埼玉県内に事業所を有する法人であること
- ②古物商の許可を受けている者であること
- ③市税等を滞納していないこと
- ④地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に掲げられた者でないこと
- ⑤富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 19 年富士見市告示第 246 号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと
- ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと

### 4. 提出書類

下記書類を添えて提出してください。なお、提出部数は 1 部になります。

- ①放置自転車等買取り調書（別紙 2）
- ②法人登記簿謄本（3 ヶ月以内のもの）の写し
- ③古物商許可証の写し
- ④所在市町村の納税証明書（3 ヶ月以内のもの）
- ⑤見積書（別紙 3）
- ⑥誓約書（別紙 4）

### 5. 選定方法等について

提出された書類を基に、担当課において買取り業者を決定します。

#### (1) 選定基準

- ア. 自転車 1 台あたりの買取り価格が最高の価格である者
- イ. 各自治体における実績等を考慮

## 6. その他

- (1) 現地自転車の見学を希望される方は富士見市役所道路治水課総務グループまでご連絡ください。

## 放置自転車売却に伴う仕様書

富士見市自転車等の放置防止に関する条例第7条に該当する自転車を売却するにあたり、以下の点を厳守すること。

### 1. 売却について

- ① 売却する自転車の種類は、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車とする。
- ② 見積書の金額については、自転車1台あたりの金額とすること。
- ③ 市が売却を予定した自転車等はすべて買取ること。

### 2. 契約について

- ① 買取った者は、選定の通知を受けた日から7日以内に、市と売買契約を締結することとし、期日までに売買契約を締結しない場合は、買取り者としての資格は無効となる。
- ② 売却代金は前払いとし、契約締結後、7日以内（土・日曜、祝日を除く）に、市が発行する納入通知書により納付すること。

### 3. 引き取りについて

- ① 自転車の引き渡しについては、市が売却代金の納付を確認後、市が指定する日時において実施する。

#### 自転車等の引き渡し場所

◇富士見市第2放置自転車保管所 三芳町大字竹間沢 524 番地 1

- ② 自転車は現状のまま引き取り、引き渡し場所での解体作業等を行わないこと。
- ③ 自転車の搬出作業等、売却に伴う一切の経費は、買取り者の負担とする。
- ④ 防犯登録のシールは必ず剥がすこと。

### 4. 放置自転車等の扱いについて

- ① 買取った放置自転車等は、海外への輸出を原則とし、日本国内でのリサイクルはしてはならない。
- ② 買取った放置自転車等は、国内において、同一の業を営む業者へ転売をしてはならない。
- ③ 買取った放置自転車等は、日本と国交のない国への売却及び譲渡はしてはならない。

## 5. その他について

- ① 自転車でリサイクル品として使用が不可能な場合は、その処分方法を市に報告すること。
- ② 処分の過程で発生した鉄、プラスチック類その他は金属原料等として販売することができる。
- ③ 市から引き渡しを受けた放置自転車等について、買い取った者は、処理結果（マニフェスト、通関書の写し）を市に提出すること。
- ④ この仕様書に定めのない事項については、市と買取り者との協議の上、決定するものとする。

### 放置自転車等買取り調書

住 所				
法人の名称				
代表者の氏名				
電話番号				
他の自治体での 実績	自治体名	契約日	台数	1台当り契約額
		年 月		
		年 月		
		年 月		
主な輸出先				

上記のとおり相違ありません

令和 年 月 日

住 所

法人名

代表者名

《別 紙 3》

## 見 積 書

令和 年 月 日

富士見市長 様

住 所

法人名

代表者

⑩

募集要領及び仕様書等を熟知したので、自転車の買取りにかかる見積りを提出します。

記

自転車

円 / 1台

\*消費税抜きの金額を記入してください。契約時は税込みの金額となります。

## 誓 約 書

私は、富士見市が実施する、引き取りのない放置自転車の買取り業者の募集に対する申込みにあたり、以下の事項に相違ない旨確約いたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合は、直ちに貴市の指示に従い、貴市に損害が発生したときは補償その他一切の責任を取ることはもちろん、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

1. 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の各号に掲げられた者ではありません。
2. 私は、富士見市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 19 年富士見市告示第 246 号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しません。
3. 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではありません。
4. 私は参加申し込みの際し、見積物件の状況、募集要項、仕様書等すべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄につき、貴市に対し一切異議、苦情などは申しません。

令和 年 月 日

富士見市長 様

住 所

法人名

代表者

⑩